

平成15年度 富山県教育委員会 重点施策

～とやまの教育ルネッサンスをめざして～

富山県教育委員会は、人間の生き方を考える**優れた知性**
自然と芸術・文化に親しむ**豊かな心**
風雪に耐えて生きぬく**たくましい体**

の育成を三大教育目標とし、県民一人一人が生涯にわたって主体的に学び、心身ともに充実した生活を送ることができる生涯学習社会の実現をめざし、元気で創造性豊かな人づくりに努める。

以下の施策の実施に当たっては、市町村教育委員会をはじめ、関係機関、諸団体と協力しながら、学校・家庭・地域相互の連携のもとに、総合的な教育行政の推進に努める。

学校教育や家庭・地域における 教育の充実

少子・高齢化や国際化、情報化など変化の激しい時代において、次代を担う子どもたちに必要とされる資質や能力は、人としてよりよく生きていくための自ら学び考える力であり、社会性や規範意識、自立心、思いやりの心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力である。

このため、新しい時代を切り拓く創造性豊かでたくましい”とやまの子ども”の育成をめざし、本県ならではの教育の基本的な指針を盛り込んだ「とやまの教育ルネッサンス構想（仮称）」を策定する。

学校では、全ての学習の基礎である「読み・書き・計算」の力など基礎的・基本的な内容を子どもたちに確実に身につけさせることが大切であり、一人一人に応じたき

め細かな指導、じっくり考える学習、繰り返し学習などにより、基礎・基本を徹底する。こうした基礎・基本の確実な定着とともに、学力のさらなる充実・向上、自ら学び考える力の育成をめざし、指導方法の改善や創意工夫を生かした教育課程の編成に努める。豊かな心やたくましい体を育成するため、郷土を愛し社会の一員として生きる心や態度をはぐくむとともに、健康な生活習慣づくりや元気な体づくりを推進する。

また、新しい学習指導要領や完全学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域が連携協力して子どもを育てるため、保護者への支援など、家庭や地域の教育力の活性化に努める。

さらに、生徒のニーズや保護者、地域の期待に的確に応えることのできる「行きたくなる学校」、「学んでよかった学校」、「保護者や地域に信頼される学校」をめざして、学校評議員制度の充実や学校評価の実践研究など、より一層地域に開かれた学校づくりを推進する。

教員の資質向上については、子どもの成長を見通せる豊かな指導力を有する優れた教員の確保・養成に努める。

1 すぐれた知性の育成

(1) 基礎・基本の確実な定着

- ・ 小・中学校において、基礎・基本の確実な定着と学力の向上を図るため、国語、算数、理科などの基本教科において、少人数での授業や習熟度別指導、チーム・ティーチングなど、指導方法の改善や教員配置の工夫に努める。
- ・ 教員や非常勤講師を配置し、小学校では、全学年において実質的に1学級の児童数が35人以下となるよう、35人を超える学級においても、きめ細かな指導に努める。中・高校では、基礎学力の向上やIT教育の推進に取り組む。
- ・ 学年進行の際に児童の転出により学級が統合され学級減となる場合でも、小学校2年と4年の学級編制基準を弾力的に運用し、前年度の学級編制を維持できる措置を新たに講ずる。
- ・ 小・中・高校の各教育研究会と協力して、基礎学力の定着状況を把握し、その結果をもとに指導内容や指導方法を工夫改善し、基礎学力の確実な定着に努める。
- ・ 心身の調和のとれた子どもの育成を図るため、県内全市町村において、幼稚園や

保育所から小学校への系統的な指導方法等の開発や教員・保育士間の連携など、幼・保・小連携に関する実践研究を行う。

- ・ 高校に外国語指導助手〔ALT〕を配置し、効果的な国際理解教育を進める。

（２） 自ら学び考える力の育成

ア 学力の向上

- ・ 「総合的な学習の時間」について、児童生徒の興味・関心、地域や学校の特色を生かした指導計画を作成し、児童生徒が各教科等で身につけた知識や技能を関連づけた学習活動の展開に努め、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけさせる。
- ・ 小・中学校において、「学力向上フロンティアスクール」の指定を拡充し、補充的な指導や発展的な指導について実践研究し、その成果を県内の小・中学校に広め、学力の向上を図る。
- ・ 高校において、学力向上のための指導方法の研究や理科、数学、英語等の各分野に重点をおいた教育の推進を図る。
 - ・ 学力向上フロンティアハイスクールの指定
 - ・ スーパーサイエンスハイスクールの指定
 - ・ スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの指定
 - ・ 環境・資源エネルギー教育推進事業の実施
- ・ 小・中学校において、新たに、「理科大好きスクール」を指定（10校）し、児童生徒の知的好奇心や探究心を高めるための指導方法の研究や教材開発などに取り組み、その成果を広める。
- ・ 小・中学校の児童生徒を対象とし、自然科学分野における「科学する心」を育てるため、新たに、小・中・高校教員が連携協力しながら、県内4地区の理数科を設置する高校で、理科・数学チャレンジ教室を開催する。

イ 創造性の伸長

- ・ 高校において生徒が自ら学び、考える力や豊かな心をはぐくむよう、学校がテーマを設定し、創意工夫して取り組む学習活動を支援する「輝く教育活動支援事業」を推進する。
- ・ 高校生の創造性を育み、表現力を高めるため、「高校生チャレンジ事業」の一環として、「高校生による創造発信事業」を実施し、ディベートコンテストや英語プ

レゼンテーションコンテスト、ロボット競技会などを行うほか、これらの活動の成果や各高校の特色を地域住民にアピールするフェアを開催するなど、高校生のいきいきとした学習活動を支援する。

「高校生チャレンジ事業」

- ・ 高校生による創造発信事業
- ・ 高校生さわやか運動推進事業 (再掲 p 6)
- ・ インターンシップ制度推進事業 (再掲 p 6)
- ・ 子どもの豊かな感性と創造性を育てるため、新たに、子どもの読書活動を推進する計画を策定し、シンポジウムを開催するなど、読書活動を推進する。
- ・ 教職員OBが長年にわたり培ったノウハウを活用し、学校図書館や学校行事などの運営を補助するボランティア活動を支援する。

2 豊かな心の育成

(1) 郷土に対する愛着と誇りの醸成

ア 自然体験学習の推進

- ・ 「総合的な学習の時間」等における郷土の豊かな自然環境を生かした体験活動を通して、郷土に対する理解や愛着心をはぐくむ。
- ・ 立山の大自然の中で夢を語り合い、郷土の魅力を発見する「12歳立山夢登山」を実施する。
- ・ 子どもたちが約2週間の長期にわたって、野外活動施設や公民館、農家などで共同生活をしながら、自主性、協調性などを養う自然体験活動を実施する。
- ・ 実習船「雄山丸」を活用し小・中学生の親子を対象とした「日本海ゆめ航海」を実施する。
- ・ 小・中・高校が連携し、発達段階に応じた様々な体験活動に取り組むほか、都市部から自然が豊かな農山漁村などに出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、「豊かな体験活動推進事業」を推進する。
- ・ 地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが企画する体験型環境学習を実施する。

イ ふるさと学習の推進

- ・ 社会科や道徳の時間における郷土の偉人や歴史、産業に関する学習活動、特別活

動における伝統文化の伝承活動等を通して、郷土に対する理解や愛着心をはぐくむ。

- ・ 児童生徒が文化財に触れ、その価値を体感できる文化財探訪教室や文化財愛護の絵画等コンクールを通して、文化財を大切にすることを培う。（再掲 p 20）
- ・ 「こども・夢・恐竜探検隊」の開催を支援し、恐竜化石の活用を進める。

（再掲 p 20）

- ・ 土器や石器に触れることができる実物教材等を製作し、小学校等で「出前授業」を行うとともに、埋蔵文化財センターで子ども向け企画展を開催するなど、文化財を大切にすることを育てる「子ども考古学事業」を実施する。（再掲 p 19）
- ・ 子どもたちが夢を持って明るく元気に育つよう、新たに、社会で活躍するふるさとの先輩からのメッセージを冊子にまとめ周知するとともに、県のホームページ等で県内外に広く発信する。

（２） ともに生きる心と態度の育成

ア 社会とふれあう心の育成

- ・ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒に社会性や自立心、規範意識、思いやりの心などの豊かな人間性をはぐくみ、自由と規律がバランスよく身につくよう努める。
- ・ 児童生徒が主体的に進める福祉・ボランティア活動や職場体験活動、児童生徒自身の問題を解決するための生徒会活動、学級活動等に対して、家庭や地域の教育力も活用しながら支援する。
- ・ 児童の代表45人による「子どもとやま県議会」を開催し、子どもたち自らが社会に関心を持ち、主体的な活動を行う取り組みを促進する。
- ・ 中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ14歳の挑戦事業」を県内全公立中学校（85校）において展開する。
- ・ 中学校区において子どもたちの心を育てる「心の教育ネットワーク活動事業」を、小学校と連携した体験活動を充実する観点から、新たに「ハートフル活動推進事業」とし、自他ともによりよく生きる態度の育成に取り組む。
- ・ 著名人や地域の専門家等の話を聞いたり、体験活動を取り入れるなど、心に響く道徳の授業を推進する。
- ・ 障害のある子どもの経験を広げ社会性を豊かにするため、障害のない子どもや地

域の人々との交流活動を支援する。

- ・ 高校生自らがマナーや規範意識を高めるため、「高校生チャレンジ事業」の一環として実施される「高校生さわやか運動」を、保護者、教職員、関係機関が連携協力して積極的に支援する。

イ 社会への対応

- ・ 中学生の高校への体験入学をはじめ、職場見学や職場体験などの体験的な活動を推進し、生徒の進路に対する関心や理解を深め、生涯にわたり自己実現を図っていくことのできる能力、態度の育成に努める。
- ・ 「高校生チャレンジ事業」の一環として、「高校生のインターンシップ制度」の推進を図り、学校が地域、企業と連携しながら、高校生が就業体験を通して、望ましい職業観を身につけるよう努める。
- ・ 特殊教育諸学校高等部設置校において、職場や就業体験先企業の開拓、実習における職場適応等の支援、就職後のアフターケアの実施等を継続的に行い、職業的な自立を積極的に推進する。

ウ いじめ・不登校等への対応

- ・ 小・中・高校において、社会の変化に主体的に対応できる自己指導能力の育成を図るため、児童生徒がやり遂げた喜びや学ぶ喜びを味わえる学習活動を展開するとともに、役割分担を明確にしながら組織的・計画的に対応できる生徒指導の推進に努める。
- ・ いじめは、児童生徒の人権にかかわる問題であり、人として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、児童生徒の些細な変化を見逃さないきめ細かな指導の徹底を図るとともに、児童生徒と教員との信頼関係、児童生徒同士の好ましい人間関係を築くよう指導を徹底する。
- ・ 小・中学校における相談体制の充実に努め、不登校児童生徒の早期発見や学校復帰などに向けた取り組みを進めるとともに、教育相談訪問員を県総合教育センターに加えて、新たに各教育事務所に配置し、市町村適応指導教室との相互のネットワークを構築し、支援体制を確立する。
- ・ いじめや不登校等の問題に専門的に対応する生活指導主事を各教育事務所に配置するほか、中学校にスクールカウンセラー（34校）やカウンセリング指導員

(2 3 校) を配置して、教員、児童生徒、保護者等からの相談に対応するとともに、校区内の小学校への支援を行う。また、スクールカウンセラーの配置されていない中学校に、心の教室相談員を配置する。

- ・ 高校における教育相談活動の推進を図るため、精神科医・臨床心理士等の専門家を生徒指導支援スタッフとして派遣するとともに、重大な事故等が発生した際には、生徒指導緊急支援スタッフとして小・中・高校に派遣し、学校への支援に努める。
- ・ 子どもたちの悩みや質問に応える 2 4 時間電話相談「子どもほっとライン」を実施する。

エ 人権教育の推進

- ・ 人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る。

このため、人権教育に関する研修を充実するとともに、啓発資料を作成、配布し、人権尊重についての認識を深め、指導力を高めるよう努める。

オ 芸術・文化に親しむ心の育成

- ・ 小・中学生を対象に、学校巡回劇場を実施し、芸術鑑賞能力の向上と豊かな情操をはぐくむ。
- ・ 小・中・高校生を対象に、文化庁との共催による本物の舞台芸術体験事業により、優れた芸術鑑賞機会を公立文化施設や学校施設において提供する。
- ・ 学校教育における文化活動を促進するため、県中学校文化連盟や県高等学校文化連盟等を支援するとともに、学校吹奏楽の技術向上を目的として、プロ奏者による実技指導事業を実施する。
- ・ 文化活動の成果を広く全国に紹介し、県外の高校生との交流を深めるため、全国高等学校総合文化祭や中部日本高等学校演劇大会の参加者をはじめ、全国コンクールの出場者に対して支援する。
- ・ 近代美術館、水墨美術館、立山博物館において、児童生徒の土・日・祝日の観覧料を無料とし、優れた芸術文化等の鑑賞機会を提供するとともに、子どもたちが興味を持って鑑賞できるよう工夫に努め、より親しまれる美術館・博物館活動を展開する。(再掲 p 1 8)

- ・ 埋蔵文化財センターの土・日・祝日開館を行い、子どもたちが歴史・文化に触れる機会の拡充を図る。（再掲 p 1 8）

3 たくましい体の育成

（１） 健康な生活習慣づくり

- ・ 小・中学校において、児童生徒が健康づくりノートを活用し、健康な生活習慣づくりに取り組む「とやまゲンキッズ作戦」を推進する。
- ・ 小・中・高校において、児童生徒の健康診断結果をデータベース化し、健康状態の早期・適切な把握と時系列のデータ分析を行い、生活習慣病等の予防対策を講じるなど、学校での健康管理を進めるとともに、家庭へ子どもの健康状態を周知することにより、家庭での健康づくりを支援する。
- ・ エイズや喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を推進するため、中・高校生対象のパンフレットを活用するとともに、指導者講習会を開催するなど、指導の充実を図る。
- ・ 多様化している高校生の心と性の相談に対応するため、県内4地区ごとに精神科医と産婦人科医を「思春期健康相談等支援専門医」として委嘱し、電話等による相談や学校での講演等による助言・指導を通じて、健康教育の充実に努める。

（２） 元気な体づくり

- ・ 生涯にわたってスポーツを楽しむことができる健康でたくましい児童生徒を育成するため、基礎体力や運動技能の向上を図るとともに、運動の楽しさや喜びを味わえる体育・スポーツ活動を推進する。
- ・ 体育専門指導員（教育事務所）や体育専科教員（小学校）を配置するとともに、小・中・高校の教員を対象とした体育実技指導者講習会の開催などを通して、教員の指導力向上を図る。
- ・ 県民公園太閤山ランドにおいて、子どもたちが多種目のスポーツを体験できるスポーツフェスティバルを開催する。（再掲 p 2 3）
- ・ 小学校において、体力づくりノート「チャレンジ3015」を活用し、たくましい体づくりを推進する。
- ・ 中・高校に、スポーツエキスパート（2000年とやま国体で活躍した選手や指導者など）を派遣し、運動部活動の活性化を図る。

- ・ 生徒数の減少や完全学校週5日制に対応して、中・高校における複数校による合同運動部活動や、複数種目のスポーツ活動を行う総合運動部活動チャレンジ事業など、生徒のスポーツニーズに応える運動部活動を推進する。

4 学びをはぐくむ環境づくり

(1) 子どもをはぐくむ地域の環(わ)の拡充

ア 家庭の教育力の充実

- ・ すべての教育の出発点であり、人間性の基礎を培う家庭教育の充実を図るため、父親の家庭教育への参加促進や子育て支援ネットワークの形成に努める。
- ・ 3歳児とその保護者が共同宿泊等を行い、自然の中での遊びや子育て談義などを通して交流を深める「3歳親子ふれあい村」を県内全域で実施する。
- ・ 乳幼児を持つ親、小学校入学前や思春期の子どもを持つ親、妊娠期の親を対象とした子育て塾を県内全域で開催するほか、家庭教育指導者の養成講座を実施する。
- ・ 臨床心理士や小児科医師による家庭教育カウンセリング、保育の専門家が対応する子育てほっとライン(24時間電話相談)、インターネットを活用した子育て情報バンクのほか、新たに、子育てに関する悩みや疑問、親から子へのメッセージなどを放送する「子育てほっとRADIO(仮称)」を制作するなど、総合的な相談体制を推進する。
- ・ しつけや親子のふれあいなどの家庭教育に関する情報を掲載した「家庭教育かわら版(仮称)」を新たに発行するほか、子育てサークルへの助成など、家庭教育を積極的に支援する。

イ 地域の教育力の充実

- ・ 完全学校週5日制に対応し、県及び市町村に設置した子ども元気活動支援センターにおいて、奉仕活動や多様な体験活動のコーディネートや情報提供を行うとともに、地域人材等を活用したモデル事業を実施する。新たに、県内各地における子どもたちの元気活動やそれにかかわる指導者、ボランティアなどを取り上げたテレビ番組を制作し放送する。
- ・ 地域の教育力の向上を図るため、公民館等を中心とした地域の人材活用事業や、地域に根ざした社会教育団体等の活動を支援する。

- ・ 児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、モデル地域（２市）において、小・中学校や市町村教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりについて実践的な研究を進める。

（２） 信頼される学校づくり

- ・ 新しい時代を切り拓く創造性豊かでたくましい”とやまの子ども”を育むために、本県ならではの教育の基本的な指針を盛り込んだ「とやまの教育ルネッサンス構想」について、「すすめたい１００冊の本」、「小・中・高校連携のさわやか運動」、「親子で約束、我が家のルール」などの実践的な調査研究をふまえ検討を進める。
- ・ 中央農業高校を生物生産科、園芸デザイン科、バイオ技術科の３学科６コースに学科改編し、農業専攻科に、新たに庭園コースを開設する。
- ・ 県立高校の将来構想について、生徒減少期を学校の特色化を推進する好機としてとらえ、「行きたくなる学校」、「学んでよかった学校」、「保護者や地域に信頼される学校」を目指して、全県的な視点に立って検討を進める。
- ・ 南砺地区において、福野高校、井波高校、福光高校、平高校の４校間で実施する 広域連携の「南砺総合高校（仮称）」構想の具体化に向けて諸準備を進めるとともに、他の県立高校においても、魅力ある学校づくりを推進する。
- ・ 志貴野高校に県民カレッジ地区センターを併設した高岡地区生涯学習校の平成 16年4月開校に向け、整備を進める。（参照 p 16）
- ・ 学校評議員制度について、全県立学校で実施するとともに、市町村立学校への導入促進に努める。
- ・ 県立学校の教育活動についての的確に評価を行い、その結果を公表する評価システムの確立について、モデル校を指定し実践研究を行う。
- ・ 高校に就職支援教員や緊急地域雇用創出特別交付金を活用した就職支援アドバイザーを配置し、進路指導主事や職業安定所等と連携しながら、生徒の就職相談、求人企業の開拓などを行う。
- ・ 学校での事故の未然防止と発生時における的確な対応のため、「危機管理マニュアル」に基づき、学校が家庭や地域と連携した学校安全計画を策定し、児童生徒の安全な教育環境の確保に努める。
- ・ 避難訓練などの体験的な活動や地震防災リーフレットの活用等により、小・中・

高校における安全教育指導の充実に努める。

- ・ 地域との連携を重視した学校安全に関するモデル地域を指定し、児童生徒の安全に係る諸問題について実践的な調査研究を行う。
- ・ 障害が軽度な子どもの指導を充実するため、新たにモデル地域を指定して、指導的な役割を担う特別支援コーディネーターの配置や専門家による巡回相談を実施し、総合的な支援体制を充実する。
- ・ 障害のある子どもとその保護者に対して、教育・福祉・医療等の関係者で構成する相談支援チームを組織するとともに、県下4地区に教育相談のコーディネーターを配置し、教育相談体制の充実に努める。

(3) がんばる先生の育成

ア 研修の充実

- ・ 創意と責任ある教育活動を展開できるよう、学校内における職務や経験等に配慮し、ライフステージに応じた研修や情報教育、「小学校英語活動」、セクシュアル・ハラスメント等今日的な課題に対応した研修の充実に努める。
特に初任者研修、6年次教職員研修、11年次教員研修、13年次教員研修等の年次研修において、「具体的な事例や体験を通して学ぶ研修」や「教職員としての自覚や使命感を高める研修」の充実に努める。
- ・ 基本的な生活習慣や態度を育て、豊かな感性や表現力を養う幼児教育の研修を充実し、幼稚園教員の資質向上を図る。
- ・ 生徒指導セミナーや学校カウンセリング講座等の研修機会の充実に努め、生徒指導や教育相談に関わる教員の資質向上を図る。
- ・ 教員を富山大学大学院、上越教育大学大学院へ派遣し、資質向上を図る。
- ・ 大学、研究機関、企業等へ教員を派遣する内地留学や海外研修を実施する。
- ・ 大学院修学休業制度や認定講習制度を活用し、教員の専修免許状等の取得の促進や資質向上を図る。
- ・ 英語によるコミュニケーションができる児童生徒を育成するため、新たに、5年間で全英語教員を対象とする集中研修を実施する。
- ・ すべての12学級以上の小・中・県立学校において、司書教諭を配置するとともに、引続き、現職教員の図書館司書教諭有資格者の養成に努める。

- ・ 長期自主研修制度を活用し、多様な教育課題に対応できる教員の育成を図る。
- ・ 特殊教育諸学校に在籍する子どもの障害の重度・重複化に対応するため、障害種別ごとに子どもの障害の状態の改善や克服に関する知識や技能の研修を充実する。
- ・ 盲学校、聾学校及び養護学校における障害の重度・重複化に対応して、福祉・医療等の専門的な人材を活用した教育集団としての専門性を向上する方策について、実践的な研究を行う。
- ・ 養護学校において、新たに、医療的ケアに関する知識・技能両面に関する研修を実施するとともに、教員、医師等から構成される校内委員会の設置や緊急時の対応体制など、医療的ケアの実施体制の整備を促進する。

イ 適切な人事管理

- ・ 学校教育をめぐる様々な課題に対応できる使命感と向上心にあふれ指導力に富んだ個性豊かな人材の採用に努める。
- ・ 優秀な若手教員を管理職に積極的に登用し、学校教育全体の活性化と教職員の意欲の向上を図る。
- ・ 「教員の適切な人事管理の在り方」に関する提言をふまえ、人事管理上の諸課題に対し総合的な施策を講じる。
- ・ 教員の能力や実績を適正に評価するため、新たに、教員の評価に関する調査研究に取り組む。

ウ 健康管理・福利厚生の実施

- ・ 一日総合健診対象者の拡充や健康診断の受診指導・事後管理の徹底など、教職員の健康管理・増進の充実を図る。
- ・ ストレスドックや心の健康づくりアドバイス事業によるセルフケアの推進、心の健康管理医の設置によるカウンセリング体制の整備など、教職員のメンタルヘルス対策の充実強化を図る。
- ・ 「立山にありがとう」をスローガンに、立山・室堂及び立山山麓一帯の環境美化ボランティアを行う、(財)富山県教職員厚生会の「先生の挑戦“V-DASH”」を支援する。

(4) 時代の変化に応じた施設や制度の整備

ア 魅力ある教育環境づくり

- ・ 魅力ある教育環境を整備するため、高岡地区生涯学習校の施設整備、魚津工業高校の校舎や富山養護学校の寄宿舎の改築、富山西高校の校舎の暖房改修、さわやかトイレ整備、学校安全対策、特殊教育諸学校エアコン整備等の学校修繕などを進める。また、小・中学校等公立学校施設の整備を促進する。
- ・ 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育所の連携について調査研究を行うとともに、幼保一元化に取り組む市町村を支援する。
- ・ 子どもの多い家庭が奨学資金を利用しやすいよう、県奨学資金の新規貸与枠や貸与額を拡大する。
- ・ 芸術、文化、科学等の様々な分野の学習活動で優れた成果を収めた子どもたちを表彰し、学習に対する自発性や挑戦意欲を高める。

イ 情報化・国際化への対応

- ・ コンピュータを利用した教育環境を充実するため、県立学校から「とやまマルチネット」を利用できるよう光ファイバーによる通信回線の整備を行う。
- ・ 通信回線の大容量・高速化に対応した教育研究や、小・中・高、特殊教育諸学校を交えた地域ネットワークに関する実践研究を推進するとともに、情報教育に関する研修・実習を充実する。
- ・ 高校生の海外派遣事業を実施するとともに、教職員・高校生の学校間交流活動等を支援し、諸外国の若者との交流や友好親善の促進を図る。
- ・ 帰国子女の海外経験を生かした国際理解教育を推進するとともに、「外国人児童生徒教育の手引き」等の作成や各教育事務所への外国人相談員の配置など、外国人児童生徒に対する日本語指導や生活適応指導等の充実に努める。
- ・ 小・中・高校における国際交流関係資料を収集・保存し、活用できる体制を整えるため、新たに、教育の国際化拠点調査を実施する。
- ・ 韓国江原道で開催される「環日本海インターハイ親善交流大会」に、バスケットボール、バドミントン、柔道競技の高校生を派遣する。

(再掲 p 2 3)

生涯学習・社会教育の推進

少子・高齢化、ライフスタイルの多様化、高度情報化等の進展に伴い、県民の学習ニーズは一層多様化、高度化している。さらに、地方分権や行政改革が推進される中で、県民が自立と自己責任に基づき、自ら主役となって生涯学習を推進していく方向へと転換していくことが求められている。

このため、「富山県生涯学習新世紀構想 - 学びあいビジョン - 」に基づき、すべての県民が、自主的に、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して楽しく学ぶことができ、その成果を生かして社会の中で自己実現を図ることができる社会をめざすこととしている。

県民の多様な学習ニーズに応えるため、県民カレッジ本部や新川・砺波両地区センターを拠点として、学習機会や情報の充実、学習支援ネットワークの整備等に努める。

1 生涯を通じた学習活動の推進

- ・ 県民生涯学習カレッジ本部、新川・砺波両地区センターを拠点とし、多様な学習機会の充実に努め、県民の生涯を通じた学習活動を推進する。

特に、県民の自主運営による講座「自遊塾」の拡充を支援するとともに、生涯学習ボランティア養成講座の拡充を図る。

- ・ 新川・砺波両地区の生涯学習校において、社会人にも広く開放している高校の「特別講座」（ホームヘルパー２級養成講座、土との語らいなど）の拡充を図る。
- ・ インターネット市民塾や放送大学受講者への支援等、在宅学習の普及拡大に努める。
- ・ 富山県映像センターにおいて、地域に根ざした映像学習コンテンツの充実・提供を図るほか、新たに、高度の映像制作技術を持つ人材を養成する。
- ・ 県内図書館の書籍情報を簡易かつ迅速に検索できる「県内図書館インターネット横断検索システム」を活用するなど、県民サービスの一層の向上を図る。

2 学習機会の拡大

- ・ 高岡駅前市街地再開発ビル内に開設する高岡地区生涯学習校（志貴野高校に県民カレッジ地区センターを併設）と高岡市生涯学習施設（生涯学習センター、新中央図書館等）が連携しながら、それぞれの機能を最大限に生かし、多様化する生涯学習ニーズに対応した魅力ある施設となるよう、平成16年4月の開設に向けての整備を進める。

3 社会教育活動の充実

- ・ 1町村1社会教育指導員、1公民館1指導員体制の推進に努め、地域住民の主体的な活動を支援する。
- ・ 社会教育関係団体等と連携協力して、成人・女性教育に関する各種事業を実施し、ふれあい豊かな地域づくりを推進する。
- ・ 子どもや若者たちが、地域で実践している各分野の活動成果を発表する「V-DASHフェスタ」を開催し、地域の活性化と元気づくりを促進する。

4 学習支援ネットワークの充実

- ・ 県民生涯学習カレッジ本部、新川・砺波両地区センターを拠点とし、生涯学習に関する情報提供の充実を図る。
- ・ 県民カレッジ、県立図書館、市町村等をネットワークで結び、生涯学習情報をリアルタイムに提供するほか、双方向化などを盛り込むなど、内容を充実したとやま学遊ネットを運用する。

5 基本的人権の尊重

- ・ 人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る。

このため、人権教育に関する研修を充実するとともに、啓発資料を作成、配布し、人権尊重についての認識をさらに深めるよう努める。

文化の振興

文化の香り高いふるさと富山の実現を目指し、文化の振興に努める。美術館・博物館では、魅力ある企画展の実施や子ども向け教育機能の充実を図るなど、県民により親しまれるよう活動を展開する。また、近代美術館・水墨美術館・立山博物館において、児童生徒の土・日・祝日の観覧料を無料とし、子どもたちが興味を持って鑑賞できるよう工夫に努めるとともに、平成15年4月から、新たに、埋蔵文化財センターを土・日・祝日に開館するなど、県民が歴史・文化に触れる機会の拡充を図る。

さらに、県民全てが文化財に親しみ、文化財を暮らしに活かし、その保存と活用に参加するなかで、「文化の香り高いふるさと富山」を実現することを目標として、「富山県民文化財プラン（仮称）」を策定し、「文化財の保存・活用を担う人づくり」、「文化財を活かしたふるさとづくり」、「文化財の保存・活用のネットワークづくり」を推進する。

1 文化を楽しむ生活の普及

(1) 近代美術館の充実

- ・ 郷土作家作品等を展示する常設展示室を新設するほか、子ども向け教育機能を充実して、4月にリニューアルオープンする。
- ・ 子どもたちが興味を持って鑑賞できるよう、新たに、子ども向け鑑賞ガイドを作成する。また、自主開発教材を活用したキッズコーナーを設けるとともに、別館を利用した「子どもアートワークショップ」を実施する。
- ・ 「奥田元宋展」や「第7回世界ポスタートリエナーレトヤマ」など親しみやすい6つの企画展を行うほか、太閤山ランド「ふるさとギャラリー」での展示や学校一日美術館など、館外展示事業を実施する。

(2) 水墨美術館の充実

- ・ 「万葉日本画の世界」や「高村光太郎と智恵子の世界」など、6つの企画展を開催する。常設展示「近代水墨画の系譜」、「下保昭作品室」では、新収蔵作品を加え展示内容の充実を図る。
- ・ 国の事業を活用し、市町村博物館や文化財所有者との連携のもと、「富山県民文化財展」を開催する。

(3) 立山博物館の充実

- ・ 「化石を読む - 新生代第三紀、富山の大地は - 」、「立山の民具 - 山宮に生る人々の暮らし - 」の特別企画展のほか、文化講演会や山岳映像の上映会などの教育普及事業を行う。
- ・ 多くの県民に立山の魅力に触れていただけるよう、新たに、「立山文化講座」を開設する。

(4) 埋蔵文化財センターの充実

- ・ 埋蔵文化財センターの土・日・祝日開館を行い、子どもたちが歴史・文化に触れる機会の拡充を図る。
- ・ 土器や石器に子どもたちが触れることができる実物教材等を製作し、小学校等で「出前授業」を行うとともに、子ども向け企画展を開催するなど、文化財を大切に作る心を育てる「子ども考古学事業」を実施する。
- ・ 新たに、埋蔵文化財センターで展示する遺物を来館者に分かりやすく解説するボランティアを養成する。

(5) 美術館・博物館の連携

- ・ 県博物館協会が実施する美術館・博物館トータルネットワーク事業を支援し、インターネットなどを活用した情報発信や各館相互の連携を深める。

2 文化財の保存継承

(1) 文化財の保存・活用を担う人づくり

- ・ 学校や社会教育の場で、文化財の保存・活用について指導的役割を担う「文化財

博士」を養成する。

- ・ 児童生徒が文化財に触れ、その価値を体感できる文化財探訪教室や文化財愛護の絵画等コンクールを通して、文化財を大切に作る心を培う。

(2) 文化財を活かしたふるさとづくり

- ・ 国指定重要文化財である旧嶋家の保存修理事業を行う。
- ・ 巖浄閣（旧富山県立農学校本館）の保存修理事業を継続し、勝興寺や山町筋の保存修理や柳田布尾山古墳の環境整備など、国・県指定文化財の保存修理事業への支援を行う。
- ・ 恐竜化石について、足跡化石露頭面周辺の発掘調査を行うとともに、「こども・夢・恐竜探検隊」の開催を支援し、恐竜化石の活用を進める。
- ・ 小矢部市桜町遺跡の詳細調査や成果を活かし、遺跡を核とする地域づくりを進める普及啓発事業に対し支援する。
- ・ 未整理の考古資料や遺物の公開を促進するため、計画的な資料整備や遺物復元を実施する。
- ・ 重要文化財境A遺跡の出土品保存処理や中世城館遺跡の総合調査を実施する。
- ・ 富山県伝統的建築技術調査に基づく優れた土蔵について、新たに、特徴などを解説した普及啓発冊子を作成し、県民への普及を図る。

(3) 文化財の保存・活用のネットワークづくり

- ・ 国・県指定文化財の高品質写真撮影を行い、デジタル資料としてインターネット等で公開を進める。
- ・ 文化財愛護団体の育成と連携を支援するため、文化財ボランティアリーダーの研修を行う。

スポーツの振興

県内各地の充実したスポーツ施設を活用し、優秀な指導者や選手等に活動の場を提供し、競技力の維持・向上に努めるとともに、県民が生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

このため、「富山県新世紀スポーツプラン」に基づき、スポーツ振興の基盤づくりとして、施設や情報などの環境整備をはじめ、指導者の養成や資質の向上、参加機会の充実などに努めるとともに、完全学校週5日制に対応し、総合型地域スポーツクラブと運動部活動との連携促進に努める。

特に、置県120年を記念して、県民公園太閤山ランドにおいて、子どもたちが多種目のスポーツを体験できるスポーツフェスティバルを開催するとともに、ローラースケート場を新設し、スケート競技の普及拡大を図る。

さらに、「富山県2000年国体記念基金」やスポーツ振興くじ助成金を活用した総合型地域スポーツクラブの全県展開や競技力向上システムの整備など、21世紀の本県スポーツ振興の基盤となる新たな仕組みづくりに取り組む。

また、2000年国体から5年の節目に開催される「日本スポーツマスターズ」、10年の節目に開催される「全国スポーツ・レクリエーション祭」に向け、計画的に準備を進める。

1 基本施策～スポーツ振興の基礎的基盤づくり～

(1) スポーツを楽しむ環境づくり

- ・ 置県120年を記念して、スケートの競技力向上と普及拡大を図るため、県民公園太閤山ランドにローラースケート場を新設する。

- ・ スポーツ施設設備の質的充実や利用管理システムの整備等に努め、スポーツ施設の有効活用を推進する。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成や競技力向上の中核施設として、県総合体育センターが担う機能等の調査・研究を進める。
- ・ インターネットを通じてスポーツ情報を手軽に入手・発信できるとやまスポーツ情報ネットワークの指導者データにスポーツクラブマネジャーを追加するなど、情報提供の一層の充実を図る。
- ・ 県立学校を中心として、学校体育施設の開放を促進するため、地域住民のニーズや開放状況の把握に努めるとともに、開放制度のPRを積極的に行う。

(2) スポーツを支える人づくり

ア スポーツ指導者の養成

- ・ 県生涯スポーツ指導員養成講習会や体育指導委員特別研修会等、各種研修会を計画的に開催し、指導者の養成と資質の向上を図る。また、登録指導者の活躍の場を提供するため、スポーツリーダーバンク制度の充実に努める。
- ・ 派遣スポーツ主事を全市町村に配置し、市町村における体育・スポーツ行政の充実に努める。
- ・ 文部科学省登山研修所や富山県山岳連盟等と連携して、中高年安全登山指導者講習会を開催するなど、安全登山指導者の養成に努める。

イ スポーツ団体の育成・支援

- ・ 富山県体育協会、企業・クラブチームを含む加盟競技団体の活動を支援し、スポーツの普及・振興や競技力の維持・向上を図る。
- ・ 富山県生涯スポーツ協議会や加盟競技団体の活動を支援し、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。
- ・ 中学校体育連盟や高等学校体育連盟、スポーツ少年団の活動を支援し、ジュニア層の競技力の強化を図る。

(3) スポーツ参加を促す機会づくり

ア 参加機会の拡充・奨励

- ・ 県民公園太閤山ランドにおいて、子どもたちが多種目のスポーツを体験できるスポーツフェスティバルを開催する。
- ・ 県民がいつでも、気軽にスポーツ活動に参加できるよう、県民スポーツ・レクリエーション祭等各種イベントを実施する。
- ・ 「第3回女子野球世界選手権大会」や「2003ワールドカップバレーボール女子富山大会」などの国際的・全国的大会の開催を支援し、県民のスポーツへの興味や関心を高め、スポーツ人口の拡大に資する。
- ・ 国民体育大会や国際的・全国的スポーツ大会への選手派遣を支援する。

イ スポーツを通じた国際交流の促進

- ・ スポーツ国際交流員（SEA）を配置するとともに、中国遼寧省から就学生を受け入れるなど、スポーツを通じた国際交流を推進する。
- ・ 韓国江原道で開催される「環日本海インターハイ親善交流大会」に、バスケットボール、バドミントン、柔道競技の高校生を派遣する。

2 重点施策～スポーツ振興の総合的な取り組み～

(1) 総合型地域スポーツクラブの全県展開

- ・ 豊かなスポーツライフを実現するため、各市町村において子どもから高齢者まで生涯にわたって気軽に参加でき、身近な施設で目的に応じたスポーツにいつでも親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成と普及に努める。
- ・ 市町村における総合型地域スポーツクラブの育成を支援するため、国庫補助制度やスポーツ振興くじ（toto）の活用を図る。
- ・ 県総合体育センター内に設置した富山県広域スポーツセンターの専任クラブマネージャー等を総合型地域スポーツクラブの育成を図っている市町村に派遣し、育成のノウハウを提供するなど支援を行う。

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成のキーマンとなるクラブマネジャーを育成するため、新たに、総合型地域スポーツクラブの運営や管理に関する講習会を開催する。
- ・ 体育・スポーツの専門的知識・技術を有する派遣スポーツ専門員を市町村スポーツ施設等に派遣し、総合型地域スポーツクラブの育成等を支援する。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの組織強化を図るため、NPO法人（特定非営利活動法人）化を進める。

(2) 競技力向上システムの整備

- ・ ジュニア期からの一貫指導体制の推進や競技団体ごとの強化拠点の整備、企業・地域クラブチームへの積極的な支援など、競技力維持・向上を図る。
- ・ 県スポーツ施設・市町村スポーツ拠点施設を競技団体ごとの専門トレーニングセンターとし、それぞれの機能・役割に応じた整備を進める。
- ・ 県内指導者の資質向上や選手の意識改革を図るため、国内トップレベルの指導者やスポーツ医・科学の専門家を招へいするほか、科学的トレーニングや高所トレーニングを進める。
- ・ 世界で活躍できる選手を育成するため、一貫指導体制を目的とした中・高校生、成年の合同合宿や海外を含む長期合宿遠征などの強化活動を支援する。
- ・ 県民の関心の高い駅伝や高校野球の強化に努める。
- ・ 競技団体の高額特殊備品購入や高校運動部活動設備用具整備に対して支援を行う。
- ・ 競技人口の底辺拡大のため、小・中・高校生に対する競技スポーツの普及を促進する教室や練習会に対して支援する。